

保 存 版 (9 月 改 定)

平成 3 0 年 9 月 3 日

保護者の皆さま

岸和田市立中央小学校
校長 和泉 全史

気象警報発令時の学校園の対応について（お知らせ）

「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合の対応につきましては、4月27日付のプリントでお示ししておりますが、この度、教育委員会より「避難情報」が発表された場合の対応について指示がありましたので、以下の「3」の内容を追加いたします。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 「特別警報」、「暴風警報」が発令されている（発令された）場合

- ①午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業中止（授業の繰上げ等）

2. 「特別警報」、「暴風警報」以外の警報（大雨警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報）が発令されている（発令された）場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ （原則的に）平常対応
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ 臨時休業・授業時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる

3. 校区のいずれかの町（宮本・五軒屋・北・大北・筋海・魚屋・堺・本・岸城）に避難情報（避難準備・避難勧告・避難指示のいずれか）が発表された場合

- ①午前7時現在で、発表されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間で、発表された場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、発表された場合 ⇒ 授業中止（授業の繰上げ等）

給食の取り扱いについて

◇始業時間までに「特別警報」「暴風警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。

◇始業時間以降に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、発令された時間等により、判断いたします。

※「臨時休業」「授業中止」「授業の繰上げ」を実施する場合は、必ず学校緊急連絡メールにてお知らせします。